

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

## 専 決 処 分 書

平成31年1月28日午後5時頃、保健福祉部障がい者支援課主事吉岡美由希が、野田市上三ヶ尾716番1地先において、公用車を右折させたところ、野田市上三ヶ尾741番地野田市江川土地改良区が管理するコンクリート製の橋桁に接触し、次の損害が生じたもの

### 損害状況

当 方 物 損 車両右側下部の破損

相手方 物 損 コンクリート製の橋桁の破損

上記の事故による相手方の損害について、本市の賠償責任として金29,700円を負担することで和解する。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成31年4月25日

野田市長 鈴木 有